

谷山第二地区 第37号

# 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課  
〒891-0141  
鹿児島市谷山中央五丁目26番7号

谷山第二地区係 Tel.099-269-8436 (直通)  
工事係 Tel.099-269-2141 (直通)  
補償係 Tel.099-269-8437 (直通)  
谷山駅周辺地区係 Tel.099-269-8435 (直通)

## 平成二十八年度の進捗状況

谷山第二地区土地区画整理事業につきましては、平成二十八年度も皆様方のご理解とご協力をいただきながら進めてまいりました。  
現在は、JR指宿枕崎線の高架化に伴う仮線路の撤去を完了し、岩下橋周辺の区画道路、敷地造成工事が完了しました。工事期間中は、通行止めなど何かとご迷惑をおかけしましたが、ご協力いただきありがとうございました。  
平成二十八年度末での進捗状況は、事業費ペースで約九十九・九%となっております。



谷山第二地区航空写真(平成29年3月撮影)

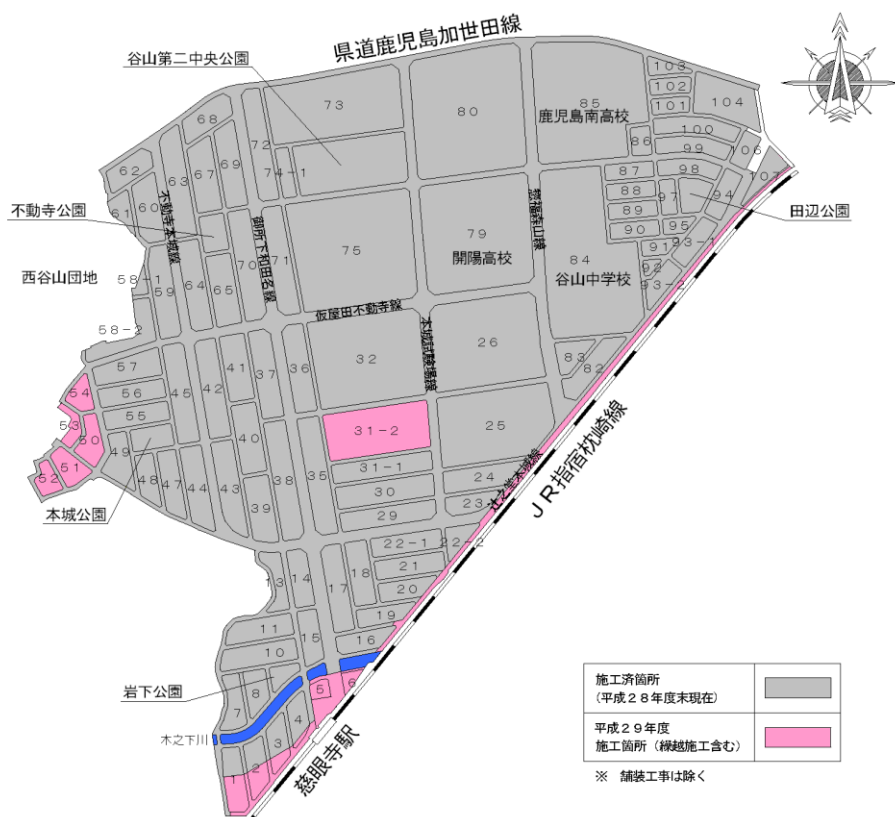


① 岩下橋周辺の状況



② 仮線路撤去後の状況

平成29年度施工予定図



※国からの交付金交付額の変動等により、事業内容を変更することがあります。  
※ピンク色部分は工事予定箇所であり、使用収益開始時期については、別途、お問い合わせください。

## 平成二十九年度の予算について

平成二十九年度の谷山第二地区土地区画整理事業の当初予算は、約三億三千六百万円で主な内容は次のとおりです。  
○ 幹線街路、区画道路築造工事  
○ 敷地造成工事  
○ 出来形確認測量  
○ 審議会委員選挙人名簿作成等

木之下川改修事業の予算は、一千万円で次のとおり実施する予定です。

- 護岸工
- 護床工

谷山地区アクセス環境整備事業の予算は、約一億五千万円で次のとおり実施する予定です。  
○ 慈眼寺駅前広場整備工事  
今年度も事業を円滑に進めることができますよう、引き続き皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。  
なお、今年度に工事を予定している箇所は、図のとおりです。



鹿児島市では、明治維新(1868年)から150年を迎える2018年(平成30年)までの期間、カウントダウンをしながら、その年ごとに、近代日本の礎を築いた鹿児島に関わりが深い出来事を題材にイベントをおこなっていきます。  
“維新のふるさと 鹿児島市”の取組みに、ご期待ください。





## 出来形確認測量について（お願い）

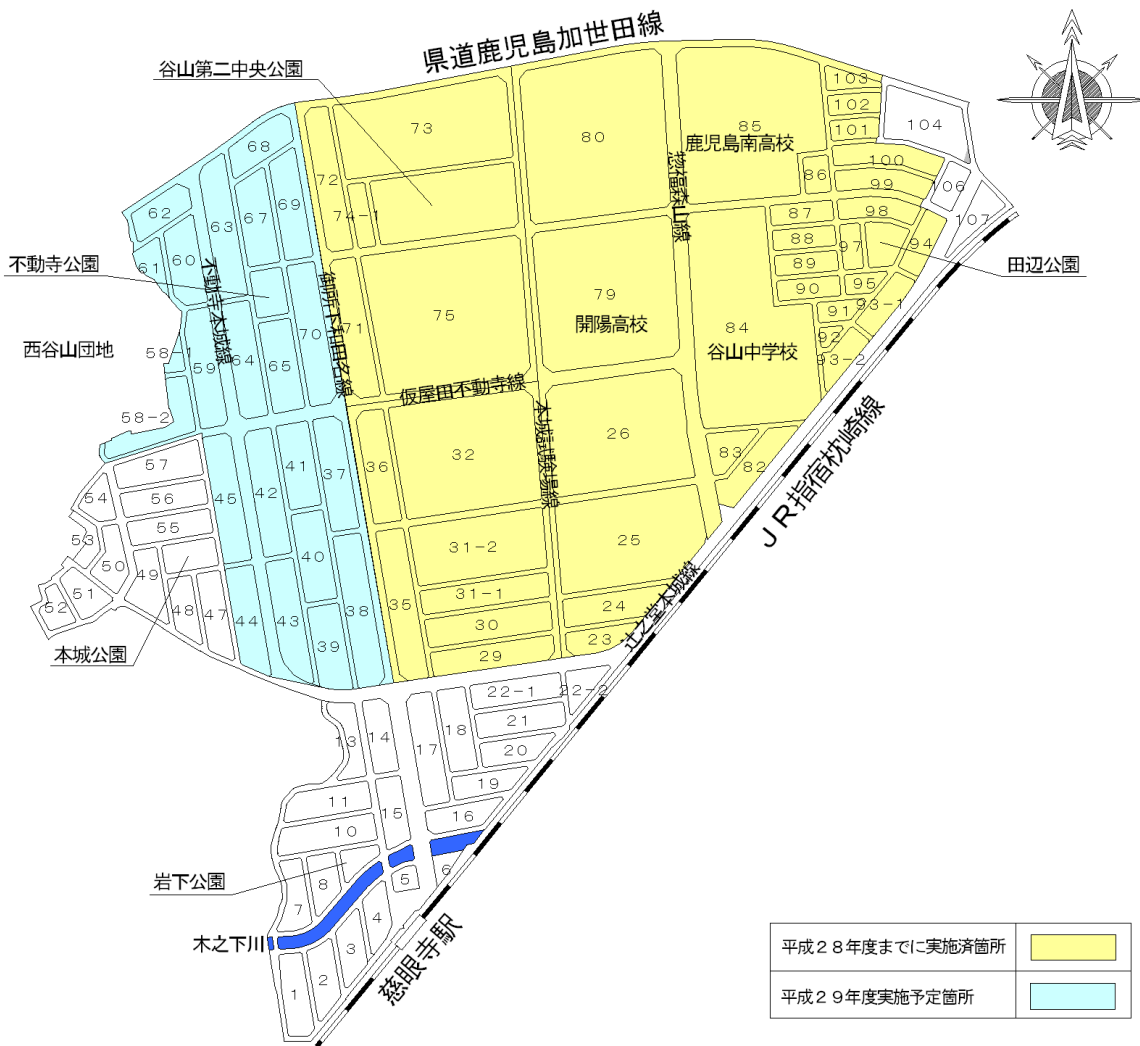
谷山第二地区土地区画整理事業におきましては、工事概成している街区及び宅地について、平成二十六年より出来形確認測量を実施しております。出来形確認測量とは、将来行う換地計画の作成・換地処分先立って街区及び画地の位置、形状及び面積等を確認することを目的としており、将来における皆様方の権利面積の確定や清算金の確定の上でも重要な作業となります。

平成二十九年の実施個所といたしましては、水色着色箇所を予定しております。

測量の実施にあたって、鹿児島市が委託した業者が土地への立ち入りをお願いすることがあります。このような場合、調査員は鹿児島市が発行する土地立ち入り認定証を携帯しておりますので、ご協力をお願いします。

なお、「不明な点がございましたら、『谷山第二地区係』にお問い合わせください。」

平成29年度作業予定図



## 谷山第二地区土地区画整理審議会委員選挙について

谷山第二地区土地区画整理事業につきましては、平成九年八月十九日に事業計画決定の公告を行い、皆様のご理解、ご協力をいただきながら事業を進めてまいりました。

事業を進めるにあたり『谷山第二地区土地区画整理審議会』を設置しておりますが、審議会委員の任期（五年）が平成二十九年十二月十四日をもって満了することから、本年度に審議会委員の選挙を行うこととしております。

### 土地区画整理審議会とは

1. 目的  
公共団体（市など）が施行する土地区画整理事業において、施行地区内の権利者の皆様の意見が十分に反映され、事業が公平・公正に運営されるために土地区画整理審議会の設置が法律【土地区画整理法第五十六条】で定められています。なお、現在までに五十四回開催されております。

### 2. 組織

谷山第二地区土地区画整理審議会は、十五名の委員で構成されます。

その内訳につきましては、宅地所有者及び借地権者の代表が十二名、学識経験者が二名となっております。なお、前者につきましては選挙で選ぶことになっており、後者につきましては市長が選任することになっています。

また、任期につきましては、鹿児島都市計画事業谷山第二地区土地区画整理事業施行条例第九条で五年と定められています。

### 3. 土地区画整理審議会の権限

【施行者（市）が審議会の同意を得る事項】

- 評価員の選任

- 換地計画において特別の宅地に関する措置を定める場合など

【施行者（市）が審議会の意見を聞く事項】

- 換地計画の作成、変更に係ること

- 換地計画についての意見書の審査

- 仮換地の指定など

土地区画整理審議会委員の選挙については、今後、「区画整理だより選挙特集号」等でお知らせを行います。

## 共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方については、持分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行っておりますが、名義は共有名義のまま残ることになります。

共有名義を単有名義にするためには、次の二通りがあります。

- ① 共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする方法
- ② 換地処分後に共有者がお互いの持分を放棄して、単有名義にする方法

なお、鹿児島市では名義変更はできません。名義の変更は、関係者で協議のうえ、権利者自身で行っていただくこととなります。

## みなさまへのお願い

以下の場合には、届出又は許可が必要になります。

- 登記名義人が変わったとき。（登記簿謄本の写しを添付して下さい）
- 住所を変更したとき。
- 代理人を定めたとき。
- 借地権の申告をするとき。
- (他人名義の土地に建物などを所有する人)
- 土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。（法七六条許可）

詳しくは『谷山第二地区係』にお問い合わせください。